

区長報告第十三号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和七年十月三十日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和七年十一月二十七日

港区長 清 家 愛

記

令和六年十二月六日議決を得た工事請負契約（港区立特別養護老人ホーム白金の森等機械設備改修工事）の契約金額「二億四千三百六十五万円」を「二億五千三百十四万五千四百二十円」に変更する。